

首長の在任期間の制限に関する意見

首長の在任期間の制限については、八都県市首脳会議において、平成18年11月以来3度にわたり、全員一致で意見を取りまとめ、アピールしてきたところであるが、現在、都道府県知事及び指定都市市長の在任期間を、法律により一律に制限しようとする動きがあることから、地方の自主性・自立性を高めるとともに、地方政治改革を推進するため、本日改めて、次のとおり意見を表明する。

首長の在任期間については、幅広い権限を有する首長の時間的分権という観点から、地方分権の基本的な考え方である各自治体の「自己決定・自己責任」の原則を尊重し、法律により一律に制限するのではなく、在任期間を制限するかどうかや、制限する場合の在任期数などを条例にゆだねる仕組みとするよう、関係法令を改正すること。

平成20年4月21日

八都県市首脳会議

座長	横浜市 長	中 田	宏
	埼玉県知事	上 田	清 司
	千葉県知事	堂 本	暁 子
	東京都知事	石 原	慎太郎
	神奈川県知事	松 沢	成 文
	川崎市 長	阿 部	孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡	啓 一
	さいたま市長	相 川	宗 一